

証券コード 2131
平成29年2月13日

株 主 各 位

東京都品川区東品川四丁目12番4号
株式会社 アコーディア・ゴルフ
代表取締役社長 田 代 祐 子

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年2月27日(月曜日)午後6時までに到着するよう折り返しご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年2月28日(火曜日)午前10時
2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町4番1号
ホテルニューオータニ ザ・メイン宴会場階(本館1階)
「鶴東の間」 ※末尾の会場ご案内図をご参照ください。
3. 目的事項
決議事項
第1号議案 株式併合の件
第2号議案 定款一部変更の件

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 議決権の不統一行使に際してのご通知方法

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日(日)の3日前までに、当社に対して議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。

(2) 代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、代理権を証する書面(委任状)を株主様ご本人を確認できる書面とともに、会場受付にてご提出ください。なお、代理人は、当社定款の定めにより、議決権を有する株主様1名とさせていただきます。

以 上

株主総会にご出席の株主様へのお土産は、用意いたしておりません。なにとぞ、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト
(http://www.accordiagolf.co.jp/info/stock_info/kabunusi_soukai.php)
に修正後の内容を掲載いたしますので、ご了承ください。

議案および参考事項

第1号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

平成29年1月19日付当社プレスリリース「株式会社MBKP Resortによる当社株券に対する公開買付けの結果ならびに親会社および主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」（以下「結果プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式会社MBKP Resort（以下「公開買付者」といいます。）は、平成28年11月30日から平成29年1月18日まで当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）および本新株予約権（注）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、その結果、平成29年1月25日の決済開始日をもって、当社普通株式62,876,738株（当社の総株主の議決権の数に対する議決権保有割合：89.18%（小数点以下第三位を四捨五入））を保有するに至りました。なお、本株主総会参考書類においては、議決権保有割合の計算にあたり、当社が平成28年11月11日に提出した第38期第2四半期報告書に記載された平成28年9月30日現在の発行済株式総数84,739,000株から、同四半期報告書に記載された平成28年9月30日現在当社が所有する自己株式14,234,433株を控除した株式数70,504,567株に係る議決権数705,045個を分母として計算しております。

（注）平成26年3月28日開催の当社取締役会の決議および平成26年6月27日開催の当社定時株主総会の決議に基づき発行された、株式会社アコーディア・ゴルフ第3回新株予約権をいいます。なお、平成28年12月1日付当社プレスリリース「新株予約権の消滅に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、本新株予約権は、公開買付け期間の終了に先立つ平成28年11月30日の経過をもって行使期間が終了し、全て消滅したため、本新株予約権について本公開買付けによる買付け等は行われておりません。

公開買付者は、MBKパートナーズ株式会社又はその関係会社（以下「MBKパートナーズグループ」といいます。）がサービスを提供するファンドであるMBK Partners Fund III, L.P.が間接的に保有する投資目的会社であるアコーディア・ファイナンス・カンパニー・デズイグネイテッド・アクティビティ・カンパニー（Accordia Finance Company Designated Activity Company・アイルランドで設立。）が発行済株式の全てを所有する株式会社であるとのことです。

平成28年11月29日付公開買付者のプレスリリース「株式会社アコーディア・ゴルフ株券等（証券コード：2131）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において公表されておりますとおり、MBKパートナーズグループは、平成27年2月に公開買付けを通じて当社を非上場化することを前提とした詳細な検討を行いたい旨の提案を行い、その後、継続的な当社との協議および当社に対するデュー・ディリジェンス等を行いました。公開買付者によれば、かかるプロセスの中で、MBKパートナーズグループは、(i)「運営コースの拡大に向けたゴルフ場・練習場の買収の加速」、(ii)「ゴルフ場運営のクオリティの更なる向上等によるブランド価値向上」、(iii)「海外ゴルフ場の買収・アライアンスの構築」、「今後拡大が見込まれるインバウンド（訪日外国人）需要の獲得」を実施していくことこそが、当社の企業価値向上に資するものと理解し、今後、ゴルフ場買収等の意思決定スピードを迅速化することや、市場環境の変化に柔軟に対応していくためには、非上場化を行い、機動的な経営判断を行っていくという選択肢が非常に有効という認識に至ったとのことです。

また、公開買付者によれば、ゴルフ場の価値を最大化するためには、大規模な設備投資を行い、サービスおよびコースのクオリティを向上させることが必要不可欠であるものの、これらの施策を行う場合、一時的な収益およびキャッシュ・フローの悪化も懸念され、上場を維持したままでは、既存株主のみなさまにおける一時的な経済的悪影響を避けることは難しく、短期間に大規模な事業運営の改革を現状のまま行うことは難しいという結論に至ったとのことです。

公開買付者によれば、上記検討の結果、MBKパートナーズグループは、当社を非上場化した上で、(i)国内外のゴルフ場・練習場の買収の更なる加速、(ii)コースクオリティ・ラウンド快適性の向上およびポイント施策の強化等を通じたゴルフ場運営の価値向上、(iii)海外展開の強化、(iv)現経営陣・従業員の処遇の維持、ならびに(v)MBKパートナーズグループによる取締役の派遣の各種施策を実施することこそが、当社の経営課題の克服と中長期的な成長、更なる企業価値向上に資すると考え、平成27年5月25日に、当社に対して、当社の発行済普通株式のうち、当社が所有する自己株式を除いた当社普通株式の全てを取得および保有することにより、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とした取引（以下「本取引」といいます。）に関する初期的な意向表明書を提出しました。その後、MBKパートナーズグループは、当社との間で、本取引の実施の是非および当社の事業戦略に関する協議を行っていましたが、平成28年10月31日に、当社に対して、本公開買付けに関する意向表明書を提出いたしました。当社は、かかる意向表明書

に記載された公開買付価格の提案（1,180円から1,200円）に対し、公開買付価格の再検討を要請し、MBKパートナーズグループとの間で、本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）その他の条件に関する協議を実施しました。

当社から公開買付価格の再検討の要請を受けたことを含めた上記の協議の結果、MBKパートナーズグループは、平成28年11月23日に、本公開買付価格を1株当たり1,210円としたい旨の最終提案を行った上で、平成28年11月29日に、本取引の一環として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

当社といたしましては、平成28年11月29日付当社プレスリリース「株式会社MBK Resortによる当社株券に対する公開買付けの実施および応募推奨に関するお知らせ」（以下「意見表明プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）から取得した当社株式価値算定書およびフェアネス・オピニオン、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「MUMSS」といいます。）および森・濱田松本法律事務所から得た助言、ならびに霞門総合法律事務所から取得した意見書その他の関連資料等を踏まえ、本取引に関する諸条件について慎重に協議および検討を行いました。

当社は、ゴルフ場・練習場の「取得・バリューアップ・売却」というバリューチェーンが十分に機能していないとの現状に鑑みると、抜本的な事業運営の改革を行う必要があると考えております。そして、当社は、かかる事業運営の改革を行うためには、当社のキャッシュ・フローを、株主還元に向けではなく、新規のゴルフ場・練習場の取得や、サービス向上のための設備投資や新規買収等の成長資金に向ける必要があると考えております。

また、かかる改革の過程では、株主還元方針の変更による株主への混乱が避けられず、中長期的な観点からの投資・事業戦略を実行するため、一時的に当社の収益に悪影響を及ぼすことも考えられます。

しかしながら、当社普通株式の上場を維持する場合には、株主のみならず還元できる短期的な利益も追求することは避けられず、これらの事業運営の改革が実行できない可能性もございます。また、ゴルフ場運営事業に特化するためには、市場環境に応じて迅速にアセット・ライトを行う必要があるところ、上場会社のままでは、迅速なアセット・ライトを実現できない可能性があります。

その結果、当社としては、このタイミングで株主のみなさまに対して既存株式の現金化の機会を提供した上で、非上場化を行い、(i)「運営コースの拡大に向けたゴルフ場・練習場の買収の加速」、(ii)「ゴルフ場運営のクオリティの更なる向上等によるブランド価値向上」、(iii)「海外ゴルフ場の買収・アライアンスの構築」、「今後拡大が見込まれるインバウンド（訪日外国人）需要の獲得」を実施し、アセット・ライト戦略および循環型ビジネスモデルについては、中長期的な視点から最適な対策を推進することが、当社の企業価値向上および事業戦略の観点から当社として最善の選択肢であると判断するに至り、平成28年11月29日開催の当社の取締役会において、取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明する旨の決議を行いました。また、本公開買付け価格および本公開買付けに係るその他の諸条件は、当社の株主のみなさまにとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主のみなさまに対して合理的なプレミアムを付した価格での株式の売却の機会を提供するものであると判断し、当社の株主のみなさまに対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行いました。

その後、上記のとおり本公開買付けが成立いたしましたでしたが、公開買付者は、本公開買付けにより当社が所有する自己株式を除いた当社普通株式の全てを取得することができませんでした。かかる本公開買付けの結果を踏まえ、公開買付者から要請を受けたことから、当社といたしましては、上記の経緯を経て本取引の一環として行われた本公開買付けが成立したこと等を踏まえ、平成28年11月29日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社を公開買付者の完全子会社とするための手続を実施することといたしました。具体的には、本臨時株主総会において株主のみなさまのご承認をいただくことを条件として、当社普通株式35,252,217株を1株に併合する株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施いたします。

本株式併合により、公開買付者以外の株主のみなさまの保有する当社普通株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

なお、本取引の詳細については、意見表明プレスリリースおよび結果プレスリリースも併せてご参照ください。

2. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項（本株式併合の内容）

（1）併合の割合

当社普通株式について、35,252,217株を1株に併合いたします。

（2）株式の併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

平成29年3月28日

（3）効力発生日における発行可能株式総数

8株

3. 会社法第180条第2項第1号および第3号に掲げる事項についての定め の相当性に関する事項（併合の割合についての定め の相当性に関する事項）

本株式併合における併合の割合は、当社普通株式について、35,252,217株を1株に併合するものです。上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本株式併合は、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として行われるものであること、上記「1. 株式併合を行う理由」に記載の経緯を経て本取引の一環として行われた本公開買付けが89%を超える株主のみなさまの応募により成立したこと、ならびに以下の各事項に照らして、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しております。

（1）親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項

本取引においては、本公開買付けの開始時点では当社の親会社等に該当しませんでした。本公開買付けの結果、公開買付者が当社の親会社に該当することが予想されていたことから、当社および公開買付者は、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保する観点から、本取引の実施に先立ち、当社の親会社である公開買付者以外の株主のみなさまの利益を害さないよう、下記「（4）公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置」に記載の措置を実施しております。

（2）1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理（端数処理）の方法に関する事項

上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者以外の株主のみなさまの保有する当社普通株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主のみなさまに交付します。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で公開買付者に売却し、又は会社法第235条第2項の準用する第234条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主のみなさまが有する当社普通株式の数に本公開買付価格と同額である1,210円を乗じた金額に相当する金銭を株主のみなさまに交付することができるような価格に設定する予定です。

（３）端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額および当該額の相当性に関する事項

端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額は、上記「（２）1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該処理（端数処理）の方法に関する事項」に記載のとおり、株主のみなさまが有する当社普通株式の数に本公開買付価格と同額を乗じた額となる予定です。

本公開買付価格につきましては、(i)(a)下記「（４）公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置」の「① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書およびフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、プルータスによる算定結果のうち、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法に基づく算定結果および市場株価法に基づく各算定結果の双方の上限を上回るものであること、(b)本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成28年11月28日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値1,045円に対して約15.8%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成28年10月31日から平成28年11月28日まで）の普通取引終値の単純平均値1,031円（小数点以下四捨五入）に対して約17.4%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成28年8月29日から平成28年11月28日まで）の普通取引終値の単純平均値1,043円（小数点以下四捨五入）に対して約16.0%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成28年5月30日から平成28年11月28日まで）の普通取引終値の単純平均値1,076円（小数点以下四捨五入）に対して約12.5%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムが加算されており

一定の合理性があると考えられること、(ii)上記のとおり、当社がMBKパートナーズグループとの間で多数回にわたって協議・交渉を行い、公開買付価格の再検討を要請した結果、MBKパートナーズグループが本公開買付価格を提示するに至ったこと、(iii)下記「(4) 公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置」の「⑤ マーケットチェックの実施」のとおり、当社は、複数のスポンサー候補先に対しマーケットチェックを行ったものの、本公開買付価格を含む本取引に関する諸条件と比べて当社株主に有利な条件を提示する候補先は存在しなかったこと、(iv)本公開買付価格は、下記「(4) 公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等を踏まえ、本公開買付価格および本公開買付けに係るその他の諸条件は、当社の株主のみなさまにとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主のみなさまに対して合理的なプレミアムを付した価格での株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。また、当社は、平成28年11月29日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明する旨、および、当社の株主のみなさまに対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行った後、平成29年2月12日に至るまでに、本公開買付価格の算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上より、当社は、端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額については、相当であると判断しております。

(4) 公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置

① 独立した第三者算定機関からの株式価値算定書およびフェアネス・オピニオンの取得

当社は、本公開買付価格の検討を行うにあたり、その意思決定過程の公正性を担保すべく、公開買付者および当社から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しないプルータスに対し、当社の株式価値の算定を依頼し、当社は、当社株式価値算定書を平成28年11月28日付で取得しました。かかる株式価値算定書においては、当社普通株式1株当たりの株式価値は、市場株価分析法では1,031円から1,045円であり、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法では962円から1,139円とされております。

さらに、当社は、プルータスより、本公開買付価格が当社の少数株主にとって財務的見地から不利益なものではなく妥当なものである旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を平成28年11月28日付で取得しました。

② 外部の財務アドバイザーおよび法律事務所からの助言

当社は、MBKパートナーズグループとの協議および交渉、ならびに本取引の検討に際しては、外部の財務アドバイザーであるMUMSSより、財務的見地からのアドバイスを受けています。

また、当社は、本取引に関する意思決定過程等における透明性および合理性を確保するため、外部のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所を選任し、森・濱田松本法律事務所から、本取引に関する意思決定過程、意思決定方法、その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を得ています。

③ 独立した外部の法律事務所からの意見書の取得

当社は、本取引に関する意思決定について取締役としての善管注意義務の違反がないことを確認するため、公開買付者および当社から独立したリーガル・アドバイザーである霞門綜合法律事務所を選定して、特に取締役の善管注意義務の観点からの法的助言を受けるとともに、霞門綜合法律事務所から、平成28年11月28日付で、本公開買付けに賛同し、株主に本公開買付けに応募するよう推奨する旨の取締役会決議を行うことについて、判断の前提となった事実認識に不注意な誤りはなく、その事実認識に基づく判断内容が著しく不合理であるとも言えないことから、取締役に善管注意義務違反・忠実義務違反はないと思料する旨の意見書を取得しました。

④ 独立社外取締役が半数を占める当社の取締役会における検討・交渉等

当社は、MBKパートナーズグループからの初期的な提案の受領後、独立社外取締役が半数を占める取締役会（なお、監査役4名は全て独立社外監査役です。）において、本取引が当社の企業価値に与える影響および当社の株主利益に与える影響の観点から、情報の収集・検討等を行い、かつ、MBKパートナーズグループとの間で協議および交渉を重ねた結果、平成28年11月29日開催の取締役会において、取締役の全員一致で、本公開買付けに賛同し、当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。また、当該取締役会においては、全ての監査役が、上記の取締役会の決議内容について、適法であるとの意見を述べました。

⑤ マーケットチェックの実施

当社は、平成27年5月にMBKパートナーズグループから当初の意向表明書を受領して以降、MBKパートナーズグループとの協議・並行して、MUMSSを通じて、複数のスポンサー候補先に対し、当社の株式の取得そ

の他の戦略的提携等について打診（いわゆるマーケットチェック）を行い、複数社より当社の株式の取得等に関して提案を受領しました。しかしながら、いずれの提案についても、MBKパートナーズグループが平成28年11月29日までに提示した提案と比べて当社の経営課題を解決するものではなく、また、本公開買付価格や取引実行の確実性を含む本取引の諸条件に比べて当社の株主にとって有利な条件を提示する候補先は、平成28年11月29日までに存在しませんでした。

⑥ 他の買付者からの買付機会等を確保するための措置

当社は、公開買付者又はその関係者のいずれとの間でも、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮いたしました。

また、公開買付者によれば、本公開買付けの公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日と、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主のみなさまに対して本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外の者にも当社の株券等に対して買付け等をする機会を確保し、これをもって本公開買付価格の適正性の担保に配慮したとのことでした。

4. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、公開買付者は、平成28年11月30日から平成29年1月18日まで当社普通株式および本新株予約権を対象とする本公開買付けを行い、その結果、平成29年1月25日の決済開始日をもって、当社普通株式62,876,738株（当社の総株主の議決権の数に対する議決権保有割合：89.18%（小数点以下第三位を四捨五入））を保有するに至りました。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、第1号議案のとおり、当社株式の発行可能株式総数は8株に減少することとなります。かかる点をより明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第5条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は2株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第6条（単元株式数）および第7条（単元未満株式についての権利）ならびに第8条（単元未満株式の買増し）を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本議案にかかる定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である平成29年3月28日に効力が発生するものといたします。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3億9900万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8株</u> とする。
(単元株式数) 第6条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。	(削除)

現行定款	変更案
(单元未満株式についての権利) <u>第7条 当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>(4) 次条に定める請求をする権利</u> (单元未満株式の買増し) <u>第8条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u> 第9条～第50条 (条文省略)	(削除) (削除) 第6条～第47条 (現行どおり)

以 上

[illegible]

臨時株主総会会場ご案内図

<場所および電話番号> 東京都千代田区紀尾井町4番1号

ホテルニューオータニ

ザ・メイン宴会場階（本館1階）「鶴東の間」

電話03-3265-1111（代表）

<URL> <http://www.newotani.co.jp/>



<交通のご案内>

- ① 東京メトロ有楽町線 麴町駅（2番口）から徒歩9分
- ② 東京メトロ有楽町線・半蔵門線・南北線 永田町駅（7番口）から徒歩10分
- ③ 東京メトロ丸ノ内線・銀座線 赤坂見附駅（D：紀尾井町出口）から徒歩10分
- ④ 東京メトロ丸ノ内線・南北線 四ツ谷駅（1番口）から徒歩9分
- ⑤ JR中央線・総武線 四ツ谷駅（麴町口）から徒歩9分
- ⑥ JR中央線・総武線 四ツ谷駅（赤坂口）から徒歩9分

- <お願い>
1. 当日は会場周辺道路および駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。
 2. 大きな手荷物や傘などは、クロークにお預けください。
 3. 本株主総会におきましては、お土産は用意いたしておりません。なにとぞ、ご理解くださいますようお願い申し上げます。